

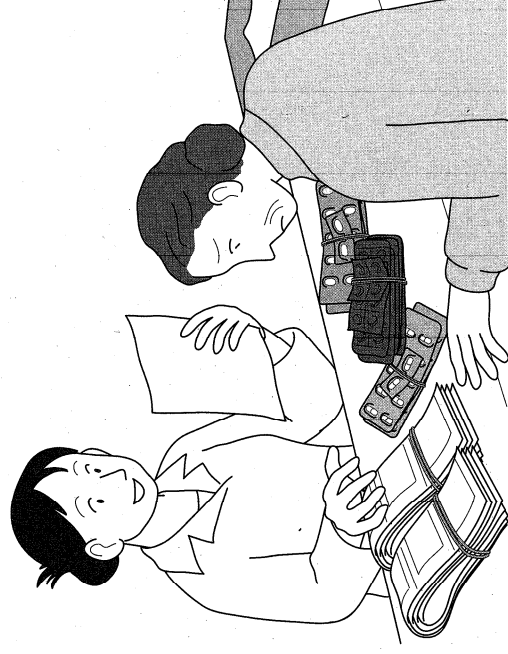
一包装された内服薬の内服 (舌下錠の使用も含む)

【「一包装されていない薬の介助」について、注意を深めることが大切】

厚生労働省の通知にあるのは、いろいろな薬がご利用者のために処方され、調剤され、1回でのむ薬を1袋ずつに包装された(多剤を1つの袋に分け入れる)「一包装された内服薬の内服」についてです。

しかし、現場ではまとまったPTP (P43参照)のまま薬が渡されることが少なからずあるのが現状です。実際の在宅の現場では、薬がPTPのまま調剤されて、一包装されていない薬の服薬介助を依頼されることとなります。医療事故の中でも、誤薬が一番多く報告されていますので(厚生労働省ホームページより)、PTPのままでの薬の服薬介助は厳禁です。

上記のことをふまえて、次のような手順で、薬の一包装の依頼を試みてください。



- 薬局で「ご利用者の希望で一包装を依頼したい」、または、医師に「薬局に対して一包装の指示を出して欲しい」と申し出る。
- 医薬分業になってからご利用者は処方箋を何処の薬局に持って行ってもよい、医師より指示がもらえたら、一包装の希望をきちんと聞いてくれる薬局を探し、一包装してもらおう。
- 担当の介護支援専門員に、服薬が成立していないことを話し、サービス担当者会議で服薬の工夫として一包装を提案してもらおう。

上記のように、ご利用者の自立支援を中心に提案すれば医療関係者からの協力は得られるでしょう。

【注意点】

- 舌下錠は、狭心症の治療薬として、舌の下で薬を溶かし使用します(例えばニトログリセリンやニトロペンなど)。薬は、口腔粘膜から吸収されて速やかに効果をあらわします。発作が起きたら、まず1錠を舌下し、数分たっても効果があらわれない時は1~2錠を追加します。3錠服用しても効果が現れない場合は、医師への受診が必要です。しかし、舌下錠も、病状の安定していない場合は、介護職の介助は許されていません。